

消費生活用製品のリコール動向に関する一考察

日大生産工(院) ○酒向 昭宏 日大生産工 大澤 紘一

日大生産工 鳥居塚 崇

1. はじめに

リコールとは、製品に設計や製造上の欠陥があると分かった場合、製造者側がその内容を公開し、法令の規定または製造者側の判断によって製品の点検、無償修理、返金等の措置を行うことである。

2010 年度における自動車のリコール届出は、国産車と輸入車を合わせて、届出件数 320 件、対象車両数約 730 万台であった。このようにリコールと聞くと自動車を思い浮かべ勝ちだが、我々の身近にある消費生活用製品でもリコールが行われることは珍しくなく、図 1^{1) 2)} から分かるように、2006 年度以降消費生活用製品のリコール件数が大幅に増加し、自動車のリコール件数と比較しても大差ない状況にある。

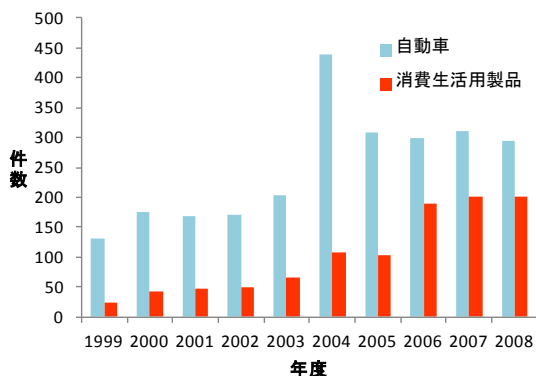


図1 リコール件数の推移

2. 消費生活用製品のリコール動向

図 2¹⁾ から分かるように、家庭用電気製品など消費生活用製品のリコール件数が 2006 年（平成 18 年）から急激に増加している。また最近の重大製品事故の例を挙げると、B社製の自転車補助椅子の破損による幼児負傷事故、S

社の液晶テレビの発熱・発火などが起きており、いずれもリコールに至っている。

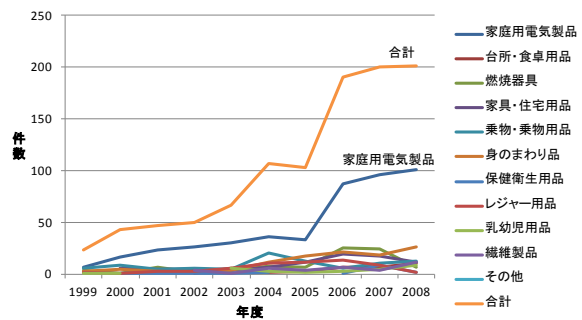


図2 消費生活用製品のリコール件数の推移

3. 消費生活用製品と消費生活用製品安全法

消費生活用製品とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」と定義されている。すなわち、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品は、自動車などを除いて生活用製品安全法の対象製品となり、電気製品やガス器具等を含めて、我々の身の回りにある、ありとあらゆる製品であると認識する必要がある。

消費生活用製品安全法とは、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図り、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費者の利益を確保することを目的として、昭和 49 年 3 月に施行された法律である。しかし、近年、ガス瞬間湯沸器、石油温風機、家庭用シュレッダーなどによる重大製品事故の相次ぐ発生を受け、経済産業省は本法律の改正に取り組み、重大製品事故についての報告義務、主務大臣による公表等の

規定を盛り込む改正法案を作成し、2006 年 12 月公布、2007 年 5 月 14 日に施行された⁴⁾。

4. リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、製品を企画・設計する段階で製品として使用される状況を想定することで発生が予想される危険源や危険な状態を特定し、そのリスクの重大さを評価し、その評価に応じた対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高めるものである。

リスクアセスメント手法としては、日科技連 R-Map 研究会が開発した R-Map⁵⁾が用いられている。R-Map とは製品に潜むリスクを開発・設計段階で評価するための手法で図 3⁵⁾に示すような危害の程度と発生頻度によるマトリクス表であり、リスクの程度を A、B、C 領域で区分して表しており、製品のリスクをマッピングすることで、社会で受け入れられないリスク領域にあるのか、受け入れられるリスク領域にあるのかを可視化することができる。また、製品事故に対しては、R-Map を用いて企業がリスク評価を行い、リコールを実施するかどうかの必要性判断にも活用されている⁶⁾。

5	(件/台・年) 10 ⁴ 以上	頻発する	C	B 3	A 1	A 2	A 3	A 領域
4	10 ⁴ 以下 ~10 ³ 程度	しばしば発生する	C	B 2	B 3	A 1	A 2	
3	10 ³ 以下 ~10 ² 程度	時々発生する	C	B 1	B 2	B 3	A 1	B 領域
2	10 ² 以下 ~10 ¹ 程度	起りそうにない	C	C	B 1	B 2	B 3	
1	10 ¹ 以下 ~10 ⁰ 程度	まず起り得ない	C	C	C	B 1	B 2	C 領域
0	10 ⁰ 以下	考えられない	C	C	C	C	C	
			無傷	軽微	中程度	重大	致命的	
			なし	軽傷	通院加療	重傷 入院加療	死亡	
			なし	製品修理	製品廃棄 製品修理	火災 (建物焼損)		
			0	I	II	III	IV	
			危害の程度					

図 3 R-Map のマトリクス表

5. 考察

消費生活用製品のリコールが増加した最大の要因は法改正であると考えられる。重大製品事故の報告が義務付けられたこと、事故内容の公表がされるようになったことで消費者が事故情報を得る機会が増えた。また、製造者側は経年劣化などの製品寿命による事故もあるが、製品欠陥による事故もあるため、自社製品がリ

コールにならないように設計・製造段階でのリスクマネジメントを強化しなければならない。

法令によるリコールが起こるような事態になれば、経営において致命的になる企業のイメージや信頼の失墜となり、大きな経済損失を被る可能性がある。そして、製造物責任の観点から、製造者側は意図される使用以外にも合理的に予見可能な誤使用まで対応することが要求されており、リスクアセスメントがより重要となった。

以上のことから企業の法令順守、製品に対する安全確保の意識が大きく変化し、製品事故が起きた場合には、明らかな誤使用を除いて、事故の程度によらず、また製造物責任となる製品欠陥かどうかの判定は差し置き、積極的にリコールを行うようになったと考えられる。

6. 今後の予定

消費生活用製品について、経済産業省や NITE で公開されているリコール情報を基に、対象製品、リコール内容、危害の種類と程度、製品の販売数量や期間、事故件数、情報公開方法などを整理する。そして製品分野ごとにリコール段階でのリスクレベルを R-Map で評価し、製品分野別のリコール動向を解析する。

<参考文献>

- 1) (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) ホームページ, <http://www.nite.go.jp/>
- 2) 国土交通省ホームページ, <http://www.mlit.go.jp/>
- 3) 経済産業省ホームページ, <http://www.meti.go.jp/>
- 4) よくわかる改正消費生活用製品安全法, 製品安全研究会, ぎょうせい (2007)
- 5) R-Map 実践ガイドンス, 日科技連 R-Map 研究会, 日科技連 (2004)
- 6) 経済産業省, リスクアセスメント・ハンドブック (2011)